

SSKS

あけぼのつうしん

特集

旧優性保護法は憲法違反

9月号



ペンギんはうす 麦茶で一服

麦茶を飲んでリラックスタイム。

リビングでゆっくりお茶を飲みながら TV を観たり、コミュニケーションをとったり、大切な時間です。

どんなに障害が
重くても、生き生きと安心して
暮らせる社会をめざして



あけぼのつうしん
社会福祉法人あけぼの福祉会
<http://akebono-fukushi.com>



1995年 8月10日 第3種郵便認可(毎週1回 水曜日 発行) 発行所 東京都世田谷区祖師谷3-1-17

2024年 8月 2日 発行 SSKS 増刊通巻 第9066号 障害者団体定期刊行物協会 定価50円

特集

旧優生保護法は憲法違反

～歴史的な最高裁判決を受けて

高まるこれからの期待～

憲法違反 国の責任が問われる判決

旧優生保護法のもとで障害などを理由に不妊手術を強制された人たちが国に賠償を求めている裁判のうち、仙台や東京などで起こされた5つの裁判の判決が7月3日、最高裁判所大法廷で言い渡されました。

判決では「旧優生保護法の立法目的は当時の状況を考えても正当とはいえない。生殖能力の喪失という重大な犠牲を求めるもので個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反し、憲法13条に違反する」と指摘しました。

また、障害のある人などに対する差別的な取り扱いで、法の下での平等を定めた憲法14条にも違反するとして、「正当な理由なく特定の障害のある人たちを手術の対象にし、障害のない人と区別をすることは、合理的な根拠に基づかない差別的取り扱いだ」とし、「旧優生保護法は憲法違反だ」とする初めての判断を示しました。

その上で、「国は長期間にわたり障害がある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」として原告側の訴えを認め、5件の裁判の

うち4件で国に賠償を命じる判決が確定しました。

不法行為から20年が過ぎると賠償を求める権利がなくなるという「除斥期間」については、「この裁判で、請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し容認できない」として、除斥期間を認めず国に賠償を命じました。

強制的な不妊手術

旧優生保護法とは、「不良な子孫の出生防止」を目的に1948年に議員立法で制定された法律です。知的障害や精神疾患、遺伝性疾患などを理由に、本人の同意がなくても不妊手術を可能としました。1996年に母体保護法に改正され、優生思想に基づく規定はなくなりました。

この法律の下で手術を受けた人は約25000人に及び、このうち約16000人は同意がなかったとされていて、8500人あまりは本人の同意のもとで行われたとされています。しかし最高裁はこの点について、「同意を求めること自体が個人の尊厳

と人格の尊重の精神に反し許されない」とし、実質的にはすべて強制的な手術だったと判断しました。

判決を受けて

判決が言い渡されたあと、裁判所の前に集まった支援者たちが原告や弁護団を拍手で迎え、「勝訴」や「全ての被害者の救済を」などと書いた紙を一斉に掲げて喜びを分かち合いました。

岸田総理大臣は総理大臣官邸で記者団に対し、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、「国家賠償法上の違法を認める判決が言い渡されたことを重く受け止めている」と述べました。

それを受けて、「規定が削除されるまでの間、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてこられた。政府としても旧優生保護法を執行していた立場から、真摯に反省し、心から深くおわびを申し上げます」と述べました。

その後、7月17日には岸田総理大臣が原告と面会し、「政府の責任は極めて重大なものがあり、心から申し訳なく思っており、政府を代表して謝罪を申し上げます」と謝罪しました。

また、「除斥期間による権利消滅の主張は撤回し、優生手術の実施が認められる訴訟については、和解による解決を速やかに目指してまいります」と述べ、幅広い被害者などを対象にした新たな補償のしくみを検討する意向も明らかにしました。

ただ、被害を受けた人たちの多くは高齢であり、また、既に亡くなっている方も多くいます。判決でも触れられている通り、

この問題を放置し続けてきた国の責任は、極めて重大なものと言わざるを得ません。

これからの期待

以前、府中共同作業所に通所していた既婚者のAさんは、子どもを産むことを望んでいました。周囲からの反対もありましたが、作業所を退所後、無事に子どもを出産しました。出産後、さまざまな社会資源を活用しながら子育てに奮闘し、現在も変わらず地域で暮らし続けています。

Aさんのように、たとえ障害があっても、地域の支えや社会資源の活用があれば、子どもを産み育てていくことは可能です。

さまざまな困難はあるでしょうが、障害の有無に関わらず出産・育児は大変なものです。社会全体として、出産と育児を支えていくのは、当たり前のことではないでしょうか。そこに障害の有無は関係ありません。

また、優生思想という誤った考え方がなくなっていく時代が来る、そんな光が見えた、ゴールに向けて一歩進んだ歴史的な判決だったとも感じています。今回の判決が、障害者差別のない社会になっていくきっかけになってほしいと願っています。

この判決をどのように活かしていくのかは、これからの私たちの運動にも大きな責任があると思っています。この一歩を無駄にせず、あけぼの福社会として、全国の関係団体とともに、これからも変わらずに運動と実践を積み重ねていく中で、偏見のない社会を作っていきたいと思います。

府中共同作業所



私にとって「働く」ってこんなこと

～仕事を通して、大切にしたいこと～

はじめに

現在、府中共同作業所では、3つのグループ(あおぞら班、がんばる班、はばたけ班)に分かれて、日々活動を行っています。今回は、「働く」ことを中心としている「はばたけ班」(現在7名で利用者の内1名は、医療的ケアを必要としています。)で利用者たちが、一歩ずつ前進する様子を紹介します。



その人に合った
働き方を大切に！

はばたけ班の主な仕事は、縫製品を中心とした自主製品作りです。働きたいという気持ちを尊重し、その人に合った働き方を大切にしています。

はばたけ班では、①様々な工程を担うことで、やりがいや自己肯定感を育むグループ②自分の得意なことに専念し、積み重ねを大切にするグループの2つに分かれています。

やりがい、達成感を持てるように

最初に①グループに所属する A さんを紹介します。

手先の器用な A さんは、さまざまな作業工程を担っています。A さんは多岐にわたり仕事を担っていますが、今までは少し仕事に対して自信が持てなかった様子もありました。そこで成功体験を増やし、自己肯定感を持つことができれば、より仕事にやりがいを感じ、A さん自身が今まで以上に生き生きとした毎日を過ごせるのではないかと考えました。そのために仕事を取り組む上で以下の点を配慮してきました。

①周りに質問できる環境を整える。新しいこと、難しいことに挑戦する時は、分からないことが多いのは当然です。質問することは恥ずかしいことではない、一生懸命に取り組んでいるからこそ、言葉として確認するものだという環境づくりを行い、できることに繋がっていきました。

②やればできる、ではなく、やればできた！「できた」とは、気分が良いものです。わからないことを質問できる環境を整えることと同時に、作業を最後までご本人の力でやることを重ねてきました。Aさんの達成感の積み重ねは、時間をかけてやりがいや自信に繋がってきています。色塗りの色を決めて作業に取り組むなど、ご本人の力で判断できることは、ご本人の判断だけで行ってきました。そして、作業途中で独り言のように、作業工程の確認をしている様子が見られるようになりました。自分の力だけで「できました」と職員に声をかけるAさんは、堂々としていて、自信に満ち溢れていました。

自分の判断で
色を塗ります



日々の積み重ねを大切にす

次に②グループのBさんを紹介します。Bさんは、日々自分のペースを大切にすることで、規則正しい生活を過ごしています。こうした取り組みの延長線上で仕事や生活に対する意欲を高めようとしてきました。Bさんには以下の点を配慮してきました。①自主的な行動は、やってみたいこと、できること。

職員がBさんの気持ちに寄り添うことを行ってきました。そのことで、対利用者、対職員との人間関係が構築され、ご本人の気持ちを理解できるようになってきました。伝えたいことややりたいことが周りに伝わり、集団生活の中で意欲的に取り組むという姿勢に変わりました。

②メリハリのある生活作り

Bさんにとって、仕事も生活の一部であると、分かりやすく、負担なく過ごせるのではないかと考えました。作業の準備や片付けを自分で行うことで、作業への意欲に繋がっています。午前の作業が終わると、大好きな給食を楽しみます。食後は、午後の作業に向けて、布団に横になり休憩をとります。午後の作業も午前と同様に、主体的な行動を大切にすることで、気持ちの切り替えにもなっています。一日の動きを一連の流れにすることで時間通りに行動することもできるようになりました。

おわりに

はばたけ班という一つの集団ですが、個々の個性や得意なことを認め合うことで、コミュニケーションが生まれ、一歩ずつですが、それぞれ意欲をもって取り組める集団になりつつあります。「働く」ことを通して、成功体験や自己肯定感が広がり、利用者それぞれが「はばたける」環境になるよう、これからも新しいことにチャレンジして行きます。

～はばたけ班の商品は、府中共同作業所1階にて常時販売しています。新商品もたくさん出ていますので、お越しいただけると幸いです。また商品カタログもありますので、お問合せ下さい。～



仕事沢山やり
たい！



色々なことに
チャレンジ！

地域生活支援センターあけぼの

障害者相談支援事業の委託料に消費税？

～委託相談支援事業は社会福祉事業ではない！？～

課税？非課税？問題の経緯

2023年7月に一部メディアで「地方自治体の半数超が委託相談支援事業を非課税と誤認している」と報道がありました。国税庁は「国税局や税務署に課税対象事業だと周知しており、過去5年に遡る追加納税(無申告加算税・延滞税含む)、必要な修正申告をしてもらう」と意見を出しました。この突然出てきた問題に、委託を受けている事業所や地方自治体は大混乱となりました。

地域生活支援センターあけぼのも府中市から障害者相談支援事業を委託されています。府中市との契約書には、委託料に「消費税含む」との記載がありました。しかし、委託料の内訳書には消費税が入っていませんでした。2006年の開設当初から消費税の納付手続きはしていませんでした。

こういった経緯のなかで大きく2つの動きがありました。1つ目は、消費税分を誰が負担するのかという問題、2つ目は、そもそも障害者相談支援事業は社会福祉事業であり、非課税なのではないかという意見があがったことです。

消費税の支払いは地方自治体！

この問題について、きょうされん(障害者団体)では委託相談支援事業所に現況調査をして、状況把握を行ないました。また国会議員の方とも現状把握や意見交換をし、国会にも取り上げてもらいました。厚労省の担当係長とも懇談を行ないました。その結果、国税庁は「自治体が非課税と認識していた場合は委託料に消費税を上乗せするように」と表明し、消費税の支払いの責任が自治体にあることを明らかにしました。

委託相談支援事業は社会福祉事業ではないのか？

もともと社会福祉法上では「相談支援事業」は社会福祉事業に位置付けられていました。しかし、2012年4月の法改正によりその用語は「特定相談支援事業」と「一般相談支援事業」に変わりました。委託の障害者相談支援事業は、高齢者の地域包括支援センターと同じような役割を担っていますが、地域包括支援センターは非課税となっています。「障害者相談支援事業」は地方自治体の必須事業となっており、地域になくてはならない重要な相談窓口である

にもかかわらず、なぜ社会福祉事業ではないのでしょうか。政令指定都市市長会や自治労からも「社会福祉事業にするべき」という意見書が出されています。

国税庁や厚労省の見解は、「消費税法上、社会福祉法に規定する社会福祉事業が非課税」としてはいますが、「障害者相談支援事業」は社会福祉法上の社会福祉事業に当たる事業に記載がないため該当せず、消費税の課税対象となるということでした。

社会福祉事業とは

社会福祉事業とは社会福祉を目的とする事業の中でも中核的な位置を占める事業です。この事業の実施・普及が国民生活に与える影響が大きいことから、規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければいけないものとして法律上に位置付けられています。

第一種社会福祉事業

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業で、経営主体は行政及び社会福祉法人が原則
(主に入所施設サービス)

第二種社会福祉事業

比較的用户者に影響が少ないため、公的規制が低い事業で、経営主体に制限はなく、すべての主体が届け出をすることにより事業経営が可能
(障害者総合的支援法に規定する障害福祉サービス事業・一般相談支援事業・特定相談支援事業・移動支援事業・地域活動支援センター)

地域生活支援センターあけぼのの消費税問題はどうか？

地域生活支援センターあけぼのは「障害者相談支援事業」「高次脳機能障害者支援事業」「地域活動支援センター」「障害支援区分認定調査」を府中市より委託されています。このうち「地域活動支援センター」のみが社会福祉法上の社会福祉事業に位置付けられ非課税となっています。「障害支援区分認定調査」は契約時から契約書にも内訳書にも消費税の金額が明示されていたので消費税を納付してきました。

契約書上は「消費税含む」となっていますが内訳書には消費税が記載されていなかった「障害者相談支援事業」と「高次脳障害者相談支援事業」について、2019年度からの5年分の消費税の委託料上乗せ分を府中市から支払ってもらうことができるか検討することになりました。

府中市の福祉保健部の部長や障害者福祉課の課長などと法人常任理事と何度も話し合いを重ねました。その結果、地域生活支援センターあけぼのが過去5年分の納付手続きを行なうこと、それと同時に、市の9月の補正予算で消費税の支払いのための補正予算を組み、議会で承認していただいた上で補助するとの方針を示していただきました。

必要な事業を社会福祉事業へ

とりあえず消費税分の財源を事業所として負担することはなくなりそうですが、それで解決したわけではありません。今後は、「障害者相談支援事業」や「高次脳機能障害者支援事業」など本来は社会福祉事業であるのに除外されている事業を社会福祉事業に位置付けられるよう引き続き国に働きかけていきたいと思えます。

あけぼの掲示板

資源回収 予定

10月19日(土)

(問い合わせ:ワークセンターこむたん 042-306-8639)

予備日10月26日(土)

小雨決行 大雨の場合は延期

前回回収額 100,898円

(府中市資源再利用補助金含む)

ご協力ありがとうございました。

あけぼのまつり

☆日時:9月21日(土)

☆場所:府中共同作業所

ワークセンターこむたん

☆内容:作業体験、展示、模擬店、ステージ企画



皆様のご来場お待ちしております!

詳細はホームページをご覧ください

あけぼのつうしん

編集後記

気象庁のホームページによると、2023年夏の日本の平均気温は1898年の統計開始以降、最も高い値となったそうです。今年の夏も猛暑が続き、毎日のように暑さ指数(WBGT)が“危険”となっています。猛暑が続くと懸念されるのが熱中症です。

熱中症対策で大切なことの一つに、水分補給があります。実習所では、自ら水分補給をすることが難しい利用者や、積極的に水分補給をしようとする利用者に対して、さまざまな工夫を行っています。基本的にはコップに麦茶を入れて提供していますが、麦茶が苦手な人には白湯を提供したり、冷たい飲み物が苦手な人には温めのお茶を提供したり、ストローの方が飲みやすい人はストローで提供したり、小さなペットボトルで飲む人もいます。一日のスケジュールに水分補給を組み込むことで習慣的に飲むことができるようにしています。利用者の健康を維持するためにも必要な支援だと改めて感じています。

府中生活実習所 来栖 早紀

9月号

2024年

8月2日

第3種郵便認可(毎週1回) 水曜日 発行) SSKS 増刊通巻第9066号

社会福祉法人あけぼの福祉会 <http://akebono-fukushi.com>

府中共同作業所(法人本部) 〒183-0056 東京都府中市寿町 3-3-6

☎042-367-0640 E-mail:kyoudous@akebono.fuchu.tokyo.jp

ワークセンターこむたん 〒183-0056 東京都府中市寿町 3-3-6

☎042-306-8639 E-mail:komutan@akebono.fuchu.tokyo.jp

府中生活実習所 〒183-0005 東京都府中市若松町 5-2

(短期入所事業併設) ☎042-363-5251 E-mail:f-seijitu@akebono.fuchu.tokyo.jp

地域生活支援センターあけぼの 〒183-0056 東京都府中市寿町 3-9-11 山上ビル 1F

☎042-358-1085 E-mail:siencenter@akebono.fuchu.tokyo.jp

ホームヘルプステーションきぼう 〒183-0056 東京都府中市寿町 3-9-11 山上ビル 1F

☎042-352-0630 E-mail:kibou@akebono.fuchu.tokyo.jp

グループホームペンギんはうす 〒183-0056 東京都府中市寿町 3-9-11 山上ビル 3,4F

(グループホームあけぼのユニット) ☎042-319-8915 E-mail:pengin@akebono.fuchu.tokyo.jp

グループホーム樹林の家 〒183-0026 東京都府中市南町 6-52-10

(グループホームあけぼのユニット) ☎042-319-2268 E-mail:kirin@akebono.fuchu.tokyo.jp

あけぼのショートステイ 〒183-0056 東京都府中市寿町 3-9-11 山上ビル 2F

☎042-319-8917 E-mail:akebonoshort@akebono.fuchu.tokyo.jp